

広島市立広島市民病院
加齢黄斑変性症診断システム
技術仕様書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

1. 調達物件の背景及び目的

本調達物件は加齢黄斑変性症を始めとする眼底疾患の診断に必要な検査機器である。既存の医療機器は納入後 11 年を経過し、経年劣化により撮影困難となることがあり、データ保存にも支障をきたしていた。

本調達物件で必須とする技術的要求要件を満たす医療機器であればより鮮明で微細な網膜の断面図、血管造影写真を得ることができる。

近年、眼科診療のうち眼底疾患の治療の割合が増加しているなかで、患者負担の軽減、より早期の診断が可能になる検査機器が求められている。従来では得られなかった高解像度の画像を低侵襲に撮影できる検査機器の導入が必要である。

2. 調達物件名及び構成内容

加齢黄斑変性症診断システム----- 1 式

構成内訳

1. 共焦点レーザー走査型眼底検査装置----- 1 式
2. 光干渉断層計 ----- 1 式
3. 眼底カメラ本体 ----- 1 式
4. 電動患者椅子 ----- 3 式

上記のほか、機器搬入・据付け・配線・調整等を含む。

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要求要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要求要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立広島市民病院医療機器選定委員会より、審査の委嘱を受けた申請科及び事務室において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要求を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。
したがって、本仕様書の技術的要求に対して、単に「できます。」「提案します。」といった具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。